

事業名	埋蔵文化財調査費		
細事業名	市町村埋蔵文化財発掘調査費補助金	財務コード	166703
担当部課室	教育委員会	学術文化財 課	埋蔵文化財 担当 (内線) 8510

## 事業の概要

実施期間	始期 S38 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	補助(市町村教育委員会)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>だれ(何)を対象に 埋蔵文化財(広域的ではないもの)</td> <td>その対象をどのような状態にして 試掘調査等により、その状況が把握 (遺跡の有無や規模)され、適切に保 存、保管されている</td> <td>結果、何に結びつけるのか 埋蔵文化財の保存と活用</td> </tr> </table>	だれ(何)を対象に 埋蔵文化財(広域的ではないもの)	その対象をどのような状態にして 試掘調査等により、その状況が把握 (遺跡の有無や規模)され、適切に保 存、保管されている	結果、何に結びつけるのか 埋蔵文化財の保存と活用
だれ(何)を対象に 埋蔵文化財(広域的ではないもの)	その対象をどのような状態にして 試掘調査等により、その状況が把握 (遺跡の有無や規模)され、適切に保 存、保管されている	結果、何に結びつけるのか 埋蔵文化財の保存と活用		
事業の内容 主にH26年度	<p>事業概要 埋蔵文化財の保存と活用を行うとともに、貴重な文化遺産の保護に結びつけていくことを目的とした埋蔵文化財の実態を把握するための調査に要する経費について、国庫補助事業の国補残額に対し、助成する。</p> <p>補助先:市町村 補助率:1/4以内 補助対象事業:文化財保護法に基づく埋蔵文化財の調査事業</p> <p>遺跡詳細分布調査 ・大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲等を明らかにし、開発等との調整を図るために行う分布調査</p> <p>遺跡発掘事前総合調査(試掘調査) ・大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲等を明らかにし、開発等との調整を図るために行う試掘調査</p> <p>発掘調査 ・個人住宅等に係る発掘調査(現場発掘作業・整理事業:報告書作成)及び発掘された資料の保存整理</p> <p>出土遺物保存処理 ・発掘調査により検出された木製品、金属製品等の脆弱な遺物を恒久保存を図るために行う保存科学的処理</p> <p>重要遺跡確認緊急調査 ・県内の歴史を理解する上で重要な遺跡の保存を目的とする発掘調査</p>			
根拠法令等	文化財保護法(S25年法律第214号)、文化庁文化財補助金交付要綱 山梨県文化財保護条例(S31年条例第29号)、山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱			

## 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標						目標設定の考え方
調査実施自治体数	8自治体	8自治体	8自治体	8自治体	8自治体	開発事業に伴い、事前に必要となる試掘調査等を実施する市町村に対して補助できたか。
活動指標達成率 (実績値/目標値)			100.0 %			データの出典等 予算見積書
成果指標						目標設定の考え方
遺跡台帳の更新作業を実施した市町村の割合	100%	100%	100%	100%	100%	過去3ヶ年の平均値
成果指標達成率 (実績値/目標値)			100.0 %			データの出典等 実績報告書
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	11,437		12,225	11,308	13,232	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	150 時間		150 時間	150 時間	142 時間	埋蔵文化財の保護を図ることにより、学校教育や生涯学習の場における歴史・文化を学ぶ機会の充実、まちづくり等を通じた地域の活性化に寄与している。
所要時間(間接分)	158 時間		158 時間	158 時間	146 時間	
所要時間計	308 時間		308 時間	308 時間	288 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,048円×所要時間)	631		631	631	590	

## これまでの事業の見直し・改善状況

--

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1)事業は予定された活動量を上げているか(「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H26年度活動指標の達成率		
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)  
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2)事業は意図した成果を上げているか(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H26年度成果指標の達成率		H26年度における開発事業等に先立ち実施した試掘調査は181件であり、この内、新たに発見された遺跡は2件、範囲変更(追加)された遺跡は7件となり、これらの更新された情報を基に遺跡台帳が整備され、また、試掘調査の結果から遺跡の範囲、性格、内容等が把握されたことにより、開発計画との調整が円滑に図られ、適切な埋蔵文化財の保存に寄与している。なお、県では市町村で更新されたこれらの情報を統合し、遺跡地理情報システム(総合型GIS)を活用して、開発事業に係る照会業務等への対応の効率化を図っている。 埋蔵文化財の保護を図ることにより、学校教育や生涯学習の場における歴史・文化を学ぶ機会の充実として、例えば各小中学校への出前支援事業や見学会、歴史講座などを通して、文化財に対する理解が深まり、地域の魅力や価値などを理解することができる。また、国指定史跡として整備された「金生遺跡」などは、まちづくり等を通じた地域の活性化に寄与している。 以上のことから意図した成果は、ほぼ上げている。 別紙参照
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	県が、市町村に対して補助金交付要綱に基づき補助することにより、県下の文化財を保存し、かつその活用を図ることが可能となることから、引き続きこの事業を実施していく必要がある。 なお、事務の効率化を図るため、補助金交付申請書や実績報告書に添付される様式の表記方法を統一し、審査業務の効率化を図り、所要時間を短縮する。	k

「以外の判断項目」の欄

a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託  
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	県内に所在する埋蔵文化財は、本県の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことができない県民共有の財産であり、一度失うと取り戻せない貴重な地域の「たから」である。それらを確実に次世代へ継承し、学校教育や生涯学習、まちづくり等において活用していくためには、埋蔵文化財を適切に調査・保存し、また調査成果を公開・活用することが重要であり、今後も継続的に埋蔵文化財の調査・保存等に要する経費の一部を市町村に助成していく。 なお、事務の効率化を図るため、補助金交付申請書や実績報告書に添付される様式の表記方法を統一し、審査業務の効率化を図り、所要時間を短縮する。	k

「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	事務の効率化を図るため、補助金交付申請書や実績報告書に添付される様式の表記方法を統一し、審査業務の効率化を図り、所要時間を短縮する。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること  
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名:学術文化財課

細事業名:市町村埋蔵文化財発掘調査費補助金

調書番号:20

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H26 所要時間(h)	H27 所要時間(h)A	H28 所要時間(h)B	縮減等 B-A	具体的な業務の見直しの内容	見直しに至った理由等(又は見直しなしの理由等)	
1 事業箇所調査等	事業計画照会	直接分(県単)				0	なし	補助金交付事務に必要な最低限のプロセスであり、これ以上の縮減は困難なため。	
		間接分(国補)	7月、12月	8	8	8			0
	県ヒアリング	直接分(県単)	9月	16	16	16			0
		間接分(国補)							0
	国ヒアリング	直接分(県単)							0
		間接分(国補)	1月	32	32	32			0
	予算編成	直接分(県単)	9月～11月	24	24	24			0
間接分(国補)						0			
(小計)		直接分(県単)		40	40	40	0		
		間接分(国補)		40	40	40	0		
2 補助金交付事務	交付内示	直接分(県単)	4月	2	2	2	0	様式の表記方法を統一し、審査業務の効率化を図り、所要時間を短縮する。	添付資料のチェックに時間がかかる
		間接分(国補)	4月	2	2	2	0		
	交付決定	直接分(県単)	4月～6月	16	16	14	2		
		間接分(国補)	4月～6月	24	24	18	6		
	変更交付決定	直接分(県単)	随時	4	4	2	2		
		間接分(国補)	随時	4	4	2	2		
	実績報告受理	直接分(県単)	4月	24	24	20	4		
		間接分(国補)	4月	24	24	20	4		
	額の確定	直接分(県単)	4月	8	8	8	0		
		間接分(国補)	4月	8	8	8	0		
補助金交付	直接分(県単)	4月～5月	8	8	8	0			
	間接分(国補)	4月～5月	8	8	8	0			
(小計)		直接分(県単)		62	62	54	8		
		間接分(国補)		70	70	58	12		
3 事業者指導等	相談への対応	直接分(県単)	随時	16	16	16	0	なし	補助金交付事務に必要な最低限のプロセスであり、これ以上の縮減は困難なため。
		間接分(国補)	随時	16	16	16	0		
	事業実施指導	直接分(県単)	随時	32	32	32	0		
		間接分(国補)	随時	32	32	32	0		
(小計)		直接分(県単)		48	48	48	0		
		間接分(国補)		48	48	48	0		
所要時間(小計)		直接分(県単)		150	150	142	8		
		間接分(国補)		158	158	146	12		
所要時間(合計)				308	308	288	20		

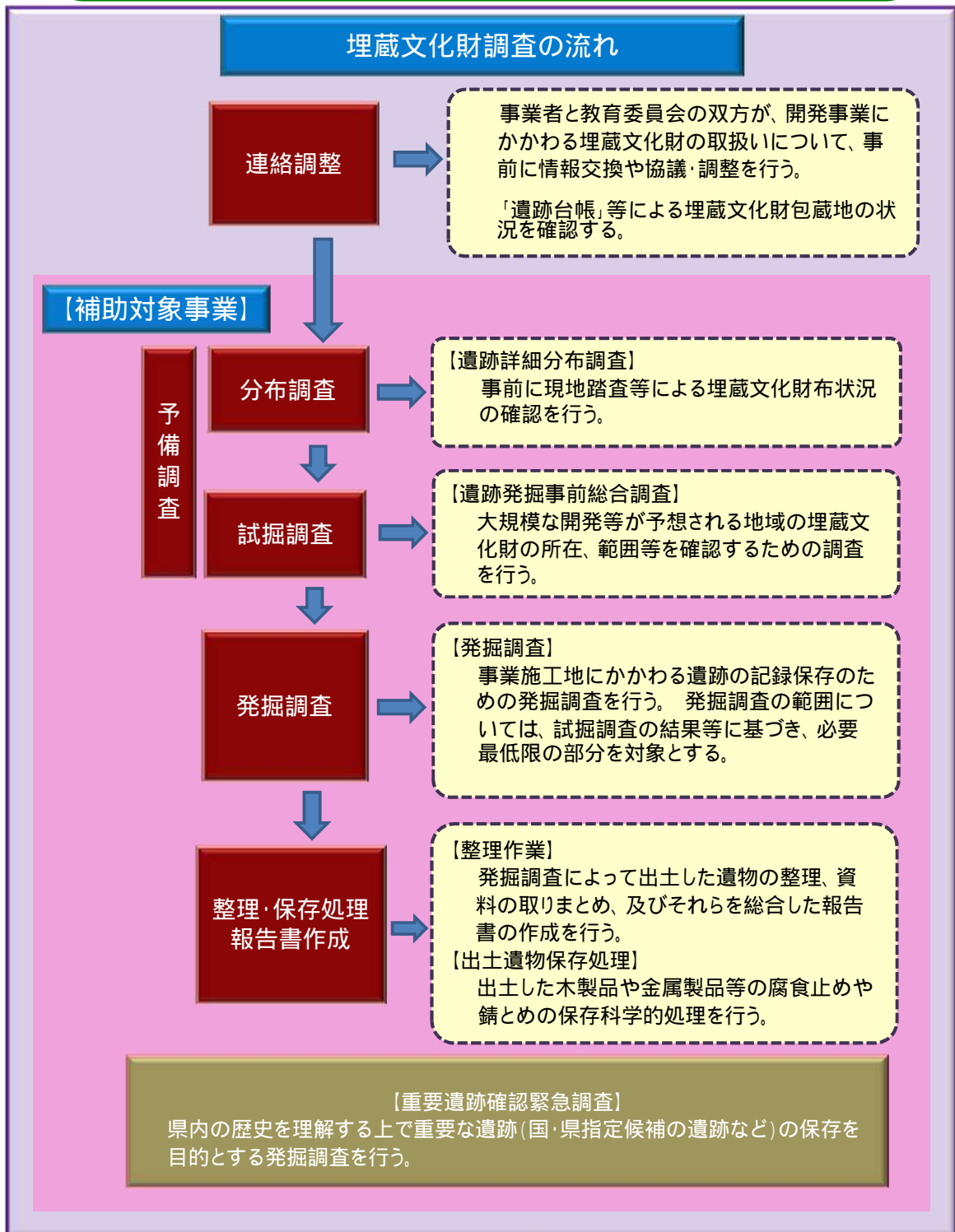
(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

# 市町村埋蔵文化財発掘調査

【事業の目的】

遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は『文化財保護法』により「貴重な国民的財産」と位置付けられている。県内に点在する埋蔵文化財を適切に調査・保存し、また調査成果を公開・活用することにより県内の歴史を広く県民に伝え後世に残していく。



埋蔵文化財の保護と活用を図り、貴重な文化遺産を後世に伝える



- 埋蔵文化財の保存と活用の事例 -



**金生遺跡(整備前) (昭和58年2月7日指定)**  
 山梨県の北西部、八ヶ岳南麓の標高約770mにある縄文時代後・晩期の集落跡である。県営圃場整備事業に先立ち昭和55年に発掘調査が実施されている。



**金生遺跡(整備後)**  
 昭和58年に国史跡に指定され、現在は史跡公園として整備・活用がなされ、草葺きの竪穴住居などが復元公開されている。



**釈迦堂遺跡 土偶 (昭和63年6月6日指定)**

釈迦堂遺跡は昭和55年から翌年にかけて中央自動車道建設に先立ち発掘調査が行われている。  
 出土品は多岐にわたり、特に土偶の出土数は、1,116個体を数え、縄文文化の性格を探る貴重な資料となることから昭和63年に国重要文化財に指定されている。  
 これら出土品は釈迦堂遺跡博物館に保存・展示されている。

〔試掘調査により遺跡の範囲が変更された場合〕

開発事業等に先立ち実施した試掘調査に基づき範囲変更された遺跡の情報については、市内遺跡発掘調査報告書(遺跡台帳)に掲載することにより、開発計画との調整が円滑に図られ、適切な埋蔵文化財の保存が図られている。  
 試掘調査の積み重ねと調査結果のデータ分析は、埋蔵文化財保護にとっての基盤であり、開発行為が増加する今日、ますますその重要性は高まっている。



試掘調査の結果をまとめた報告書(遺跡台帳)



更新された遺跡範囲図



範囲変更前



範囲変更後